



第112期
報 告 書

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

浅香工業株式会社

株主の皆様へ

平素は格別のご支援を賜りまして、誠に有難く厚く御礼申しあげます。

このたびの熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第112期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）の報告書をお送りいたしますので、ご高覧のほどよろしくお願い申しあげます。

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、政府による経済政策や日銀の金融緩和政策に支えられ、企業収益や雇用情勢の改善等、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、中国をはじめとする海外経済の減速を背景に金融市場は円高や株安等に振れ、個人消費についても鈍化傾向が持続するなど、景気の先行きは不透明な状況で推移いたしました。このような情勢下におきまして、当社は新規販路の開拓とその市場に合わせた製品開発、積極的な営業活動に努力してまいりましたが、暖冬による影響でショベル類をはじめ除雪関連用品の売上が低迷した結果、売上高は8,229百万円（前期8,887百万円）となりました。

利益面につきましては、コストの低減と諸経費の節減等に努めましたものの、主力商品であるショベル類および農具・園芸用品等の落ち込みが大きく影響し、26百万円の営業損失（前期は170百万円の営業利益）となり、経常利益は36百万円（前期192百万円）、当期純利益は10百万円（前期124百万円）となりました。

なお、セグメント別の業況は次のとおりであります。

生活関連用品

ショベル類につきましては、暖冬による除雪関連のショベル、スコップの売上不振と前期の降雪準備による特需等の反動減の影響もあって、国内向け売上高は865百万円（対前期比37.3%減）となりました。輸出は、主力取引先であるイランへの経済制裁が一部緩和され、徐々に受注状況が回復するなど、売上高は99百万円（対前期比26.1%増）となり、ショベル類全体の売上高は965百万円（対前期比33.9%減）となりました。

また、アウトドア用品類、工事・農業用機器類につきましては、営業戦力の強化と新規販路等への拡販に努力するも、ショベル類以外の除雪関連用品の売上減とホームセンター市場における個人消費の冷え込みが影響し、売上高は4,553百万円(対前期比6.5%減)となり、生活関連用品全体の売上高は5,518百万円(対前期比12.8%減)となりました。

物流機器

業界内における設備投資は、企業収益の改善を背景に緩やかながらも回復傾向が続いており、依然として価格競合等の影響はあるものの、拡販策の展開に努力した結果、売上高は2,711百万円(対前期比5.9%増)となりました。

② 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	第109期 (24.4~25.3)	第110期 (25.4~26.3)	第111期 (26.4~27.3)	第112期(当期) (27.4~28.3)
売 上 高 (百万円)	8,340	8,663	8,887	8,229
経 常 利 益 (百万円)	202	197	192	36
当期純利益 (百万円)	146	107	124	10
1株当たり当期純利益	15円19銭	11円16銭	12円98銭	1円10銭
総 資 産 (百万円)	5,475	5,874	6,274	5,713
純 資 産 (百万円)	2,391	2,522	2,728	2,597
1株当たり純資産額	248円64銭	262円32銭	283円82銭	270円18銭

(注) 1. 1株当たり当期純利益につきましては、自己株式数を控除した期中平均株式数を基礎にして算出しております。

2. 1株当たり純資産額につきましては、自己株式数を控除した期末株式数を基礎にして算出しております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新興国経済の減速懸念や原油価格の動向等、依然として景気を下押しする要因が存在し、企業マインドや個人消費に与える影響も大きく、引き続き経営環境は予断を許さない状況で推移するものと考えられます。

当社といたしましては、このような状況を踏まえ、営業力の戦力強化による売上拡大と更なるトータルコストの縮小を図り、収益性を高めるとともに、引き続きツールの軽量化・地域性や特殊用途の機能性を重視した製品開発をはじめ新規市場の開拓とその市場に合わせた製品開発に取り組み、全社を挙げて業績向上に邁進する所存であります。また、業務の適正を確保するための体制につきましては、内部統制システムの基本方針に沿って、リスク管理やコンプライアンス等積極的に推進しておりますが、今後も反社会的勢力の排除に向けた取り組みと各部署における重要データの保存と管理について、更に強化・徹底してまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

当社の製造、販売する主要な製品・商品は次のとおりであります。

取扱品目	主要な製品・商品
生活関連用品	
シヨベル類	シヨベル、スコップ、スペード
アウトドア用品類	園芸用具
工事・農業用機器類	土木・建築工事用機器、農具、木工製品
物流機器	電動移動棚、回転ラック、重・中・軽量ラック、搬送用具、店舗什器

(6) 主要な営業所および工場（平成28年3月31日現在）

本 社	堺市堺区
支 店	東京支店（さいたま市南区）、北海道支店（北海道江別市）、名古屋支店（愛知県春日井市）、福岡支店（福岡市博多区）
物流センター	茨城物流センター（茨城県稲敷市）
工 場	堺市堺区

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
162名	5名増	42歳8ヶ月	17年3ヶ月

（注） 臨時使用人（パートタイマー、アルバイト）は含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額（百万円）
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	361
株 式 会 社 近 畿 大 阪 銀 行	233
株 式 会 社 み な と 銀 行	211
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	161

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数	40,000,000株
(2) 発行済株式の総数	10,370,800株
	(うち自己株式758,010株を含む)
(3) 単元株式数	1,000株
(4) 株主数	1,231名
(5) 大株主	

当社の大株主の状況は以下のとおりであります。

株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
浅香久平	965	10.04
浅香工業取引先持株会	933	9.70
株式会社近畿大阪銀行	456	4.74
アサカ従業員持株会	392	4.08
株式会社みなと銀行	382	3.97
ニチュ三菱フォークリフト株式会社	341	3.54
株式会社三菱東京UFJ銀行	320	3.32
日本伸銅株式会社	300	3.12
株式会社西沢材木店	254	2.64
日本生命保険相互会社	200	2.08
象印マホービン株式会社	200	2.08

(注) 1. 当社は自己株式を758,010株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は、自己株式を控除して計算し、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

3. 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制について

- I 法令等の遵守（以下「コンプライアンス」という）の体制に係る規程を制定するとともに、取締役および使用人が法令・定款・社内規程・企業倫理を遵守した行動をとるための行動基準を設ける。
- II 代表取締役は、管理本部担当取締役をコンプライアンス全体に関する総括責任者に任命し、管理本部がコンプライアンス体制の構築、維持・整備にあたる。
- III 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関係をもたず、会社組織をもって毅然とした姿勢で対応する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制について

取締役の職務執行に係る情報の保存および管理については、「文書管理保存規程」を作成し、文章、または、電磁的媒体にて行う。また、必要に応じ関連規程の見直し改善を図る。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制について

- I 業務執行に係るリスクを把握し、適切なリスク対応を行うために、リスク管理規程を定め、全社的なリスク管理体制を整備する。
- II 全社的なリスクを総括的に管理する部門は管理本部とし、各部門においては、関連規程に基づきマニュアルやガイドラインを制定し、部門毎のリスク管理体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制について

- I 代表取締役は管理本部担当取締役を取締役の職務の効率性に関しての総括責任者に任命する。
- II 業務の運営については、経営計画に基づいた各部門の目標に対し、職務執行が効率的に行われるよう総括責任者が監督する。
各部門担当取締役は、経営計画に基づいた具体的な施策および効率的な業務遂行体制を整えるとともに、阻害する要因の分析とその改善に努める。

- III 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、原則として、月1回の定例取締役会を開催する。また、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催する。
- ⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制について
- I 当社ならびに子会社の管理は管理本部本部長（取締役）が統括し、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、定期的に関係会社連絡協議会を開催する。
- II 子会社の所轄業務については、担当取締役が経営計画に基づいた施策と効率的な業務の遂行およびコンプライアンス体制の構築、リスク管理体制の確立、整備等を図るとともに、子会社の管理の進捗状況を定期的に取り締り会および監査役会に報告する。
- III 取締役会および子会社代表取締役は、問題点の把握と改善に努めるものとする。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項ならびに当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保について
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名することができる。また、指名された使用人への指揮権は監査役に移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
- ⑦ 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制について
- I 取締役および使用人が、監査役に報告すべき事項、監査役が出席する会議、監査役が閲覧する書類等を明確に定め、取締役および使用人に対し周知徹底を図る。
- II 監査役は必要に応じいつでも、取締役および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができる。
- III 内部公益通報制度の適切な運用管理により、法令違反その他コンプライアンス上の問題について報告体制を確保している。
- IV 上記の報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いをしてはならないことを、内部公益通報規程にて適切に運用するものとする。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制について

- I 代表取締役は、監査役と相互の意思疎通を図るため積極的に会合を持つこととする。
- II 内部監査室は、内部監査の計画および結果を、監査役に対しても報告を行い相互の連絡を図る。
- III 監査役がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求があった場合には、必要でないかと明らかに認められる場合を除き、所定の手続に従い、これに応じるものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記のとおり、会社の業務の適正を確保するための体制に関する基本方針を整備しております。当該基本方針については、必要に応じて見直しを行い、取締役会に報告するとともに、運用上の不備については、適宜是正・改善し、適切な内部統制システムの構築、維持に努めております。

また、部課長を対象にコンプライアンス研修を実施するとともに、定期的なリスク管理委員会の開催、「倫理行動規範」、「内部公益通報規程」の周知を図る等を行っております。

4. 会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策」の概要

当社取締役会は、上場会社として当社株式等の自由な売買を認める以上、当社取締役会の賛同を得ずに行われる特定の者の大規模買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の皆様が判断に委ねられるべきものであると考えますが、当社株主の皆様が、その有する権利に関して重大な影響をもちうる大規模買付行為に際して適切な判断を行うためには、大規模買付者からの情報提供のみならず、当社取締役会を通じた適切かつ十分な情報の提供および大規模買付行為に対する当社取締役会の評価や意見等の提供が必要不可欠なものであると考えます。

また、当社の企業価値や株主共同の利益が害されると認められる場合には、当社取締役会は、当該大規模買付行為に対する対抗措置を講じることが当社の取締役としての責務であると考えております。

以上のような考えに基づき、当社取締役会は、当社株式等に対する大規模買付行為に関する対応方針を決議し、大規模買付行為を行う場合の手続き（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を定めました。

かかる大規模買付ルールを当社ホームページ等への掲載等にて周知することにより、当社株式等について大規模買付行為を行おうとする者に対し、遵守すべき手続きがあること、および大規模買付ルールが遵守されなかった場合、当社取締役会は最善の対抗措置を検討し実行する方針であること、また、大規模買付ルールが遵守された場合には対抗措置をとらないことを原則としますが、当該大規模買付行為が当社の企業価値または株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断するものについては、適切と考える対抗策を講じることがあることを事前に公開いたします。

また、大規模買付行為が行われようとしている際、当社取締役会に恣意的な判断がなされることを防止するため、当社取締役会に対し勧告を行い、一定の法令等で許容されている場合における対抗措置の廃止の決定等を行う独立機関として、3名以上からなる特別委員会を設置いたします。

当社はこの対抗措置により、株主の皆様（大規模買付ルールに違反した大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が、具体的対抗策をとることを決定した場合には、法令および証券取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。

以上概要ではありますが、この内容を事前に公開することをもって、当社の買収防衛策といたしております。

当社は平成19年6月28日開催の第103期定時株主総会において、株主の皆様よりこの対応方針のご承認をいただいて以来、有効期限（3年間）を迎える年の定時株主総会において、所要の修正を加えた対応方針のご承認を株主の皆様より得ながら継続してまいりました。

有効期限を迎える本年におきましても、平成28年5月12日開催の当社取締役会にて、この方針の基本的な考えを維持した上で継続導入することを決定し、同年6月29日開催の第112期定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただきました。

詳細につきましては、当社ウェブサイト（アドレス <http://www.asaka-ind.co.jp/>）「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」（平成28年5月12日）をご参照ください。

貸借対照表

(平成28年3月31日現在)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	千円	負 債 の 部	千円
流 動 資 産	4,309,345	流 動 負 債	2,833,482
現金及び預金	785,160	支払手形	1,042,460
受取手形	153,320	買掛金	565,635
電子記録債権	219,129	短期借入金	850,000
売掛金	1,438,575	1年内返済予定の長期借入金	115,808
商品及び製品	1,314,256	未払金	21,046
仕掛品	31,679	未払費用	114,659
原材料及び貯蔵品	152,452	未払法人税等	9,664
前払費用	17,310	未払消費税等	29,320
繰延税金資産	28,496	預り金	24,088
未収入金	159,542	賞与引当金	60,500
為替予約	7,873	その他の	300
その他	2,547	固 定 負 債	282,624
貸倒引当金	△1,000	長期借入金	107,880
固 定 資 産	1,403,917	繰延税金負債	24,844
有 形 固 定 資 産	333,906	退職給付引当金	146,400
建物	208,270	その他の	3,500
構築物	5,246	負 債 合 計	3,116,107
機械及び装置	83,546	純 資 産 の 部	
車輛及び運搬具	657	株 主 資 本	2,472,631
工具器具備品	20,086	資 本 本 金	829,600
土地	10,805	資 本 剰 余 金	509,408
建設仮勘定	5,294	資 本 準 備 金	509,408
無 形 固 定 資 産	105,383	利 益 剰 余 金	1,219,598
ソフトウェア等	105,383	利 益 準 備 金	131,380
投 資 そ の 他 の 資 産	964,627	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,088,218
投資有価証券	620,366	買換資産圧縮積立金	53,877
関係会社株式	50,876	別 途 積 立 金	500,000
破産債権等	538	繰越利益剰余金	534,341
その他	293,311	自 己 株 式	△85,975
貸倒引当金	△465	評 価 ・ 換 算 差 額 等	124,523
資 産 合 計	5,713,263	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	119,083
		繰延ヘッジ損益	5,440
		純 資 産 合 計	2,597,155
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,713,263

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

科 目	金 額	
	千円	千円
売 上 高		8,229,615
売 上 原 価		6,305,009
売 上 総 利 益		1,924,605
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,951,390
営 業 損 失		26,784
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	14,181	
そ の 他	83,500	97,682
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	14,283	
そ の 他	19,623	33,907
経 常 利 益		36,990
税 引 前 当 期 純 利 益		36,990
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		9,000
法 人 税 等 調 整 額		17,396
当 期 純 利 益		10,593

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年4月1日から
平成28年3月31日まで)

	株 主 資 本									
	資 本 金	資 余 本 金	利 益 剰 余 金						自 己 株 式	株 主 資 本 計
		資 準 備 本 金	利 準 備 益 金	そ の 他 利 益 剰 余 金			利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計		
			買 換 資 産 積 立	資 産 縮 小 金	別 途 積 立 金	繰 上 積 立 金	繰 上 積 立 金			
平成27年4月1日 残高	千円 829,600	千円 509,408	千円 131,380	千円 55,670	千円 500,000	千円 560,406	千円 1,247,457	千円 △85,945	千円 2,500,520	
事業年度中の変動額										
剰余金の配当						△38,451	△38,451		△38,451	
買換資産圧縮積立金の取崩				△1,793		1,793	-		-	
当期純利益						10,593	10,593		10,593	
自己株式の取得								△30	△30	
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)										
事業年度中の変動額合計	-	-	-	△1,793	-	△26,065	△27,858	△30	△27,888	
平成28年3月31日 残高	829,600	509,408	131,380	53,877	500,000	534,341	1,219,598	△85,975	2,472,631	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成27年4月1日 残高	千円 193,301	千円 34,528	千円 227,830	千円 2,728,350
事業年度中の変動額				
剰余金の配当				△38,451
買換資産圧縮積立金の取崩				-
当期純利益				10,593
自己株式の取得				△30
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△74,218	△29,088	△103,306	△103,306
事業年度中の変動額合計	△74,218	△29,088	△103,306	△131,195
平成28年3月31日 残高	119,083	5,440	124,523	2,597,155

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

役員

(平成28年3月31日現在)

浅香工業株式会社

代表取締役社長	古賀秀一郎
専務取締役	岡田実
常務取締役	児山正紀
取締役	山木信男
取締役	河本幸博
常勤監査役	林弘章
監査役	尾崎順司
※監査役	中務正裕
※監査役	田中宏明

※印は社外監査役であります。

(注) 当社は平成28年6月29日開催の第112期定時株主総会において、株主の皆様より「監査等委員会設置会社」への移行についてご承認いただきました。新役員につきましては、同封の「第112期定時株主総会決議ご通知」をご参照ください。

会社の概況

(平成28年3月31日現在)

創業 明治26年5月5日

設立 昭和6年11月25日

資本金 829,600,000円

事業所

本社 〒590-0982

および工場 堺市堺区海山町2丁目117番地
電話 (072) 229-5227 (代表)
(072) 229-5137 (代表)

東京支店 〒336-0025
さいたま市南区文蔵4丁目11番5号
電話 (048) 864-1221 (代表)

北海道支店 〒067-0051
北海道江別市工栄町20番地の1
電話 (011) 383-3136 (代表)

名古屋支店 〒486-0941
愛知県春日井市勝川新町3丁目4番地
電話 (0568) 32-3766 (代表)

福岡支店 〒812-0016
福岡市博多区博多駅南5丁目19番7号
電話 (092) 471-6185 (代表)

茨城物流センター 〒300-0504
茨城県稲敷市江戸崎甲1015-1
電話 (029) 892-8595 (代表)

株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日までの1年
期末配当金受領株主確定日	3月31日
中間配当金受領株主確定日	9月30日
定時株主総会開催時期	毎年6月
定時株主総会の基準日	3月31日
株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同 連 絡 先	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)
上 場 証 券 取 引 所	東京証券取引所
公 告 方 法	電子公告とし、当社ホームページに掲載いたします。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、大阪市内において発行する産経新聞に掲載いたします。 インターネットホームページ http://www.asaka-ind.co.jp/

(注) 1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関（証券会社等）で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主名簿管理人（三菱UFJ信託銀行）ではお取り扱いできませんのでご注意ください。

2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関（三菱UFJ信託銀行）にお問合せください。なお、三菱UFJ信託銀行本支店にてもお取次ぎいたします。

3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行本支店でお支払いいたします。

【株式に関するお手続きについて】

○証券会社等の口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○郵便物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株 主 名 簿 管 理 人	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)
○上記以外のお手続き、ご照会等	口座を開設されている証券会社等にお問合せください。	

○特別口座に記録された株式

お手続き、ご照会等の内容	お問合せ先	
○特別口座から一般口座への振替請求 ○単元未満株式の買取請求 ○住所・氏名等の変更 ○特別口座の残高照会 ○配当金の受領方法の指定（※）	特別口座の 口 座 管 理 機 関	〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部 電話 0120-094-777 (通話料無料)
○郵便物等の発送と返戻に関するご照会 ○支払期間経過後の配当金に関するご照会 ○株式事務に関する一般的なお問合せ	株 主 名 簿 管 理 人	

(※) 特別口座に記録された株式をご所有の株主様は、配当金の受領方法として株式数比例配分方式はお選びいただけません。